

旧	新	根拠法令等
<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号）<u>及び</u>同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等を踏まえ、協会の貸金業及びそれに付随する業務（以下「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成28年個人情報保護委員会告示第7号。<u>以下「外国提供ガイドライン」という。</u>）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成28年個人情報保護委員会告示第8号。<u>以下「第三者提供ガイドライン」という。</u>）、同ガイドライン（匿名加工情報編）（平成28年個人情報保護委員会告示第9号）、<u>個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール（平成30年個人情報保護委員会告示第4号。以下「EU補完的ルール」という。）</u>、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号。以下「金融分野ガイドライン」という。）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第2号）等を踏まえ、協会の貸金業及びそれに付随する業務（以下「貸金業務等」という。）における個人情報の適正な取扱いを確保するため、協会が講ずべき具体的措置等を定めるものである。<u>個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転並びに指令95/46/ECの廃止に関する欧州議会及び欧州理事会規則（一般データ保護規則）（以下「GDPR」という。）第45条に基づく欧州委員会の決定（以下「十分性認定」という。）によりEU域内から移転される個人データを受領する協会が講ずべき措置について、EU補完的ルールに関する特則（以下「特則」という。）として規定した。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・略称を新設 ・略称を新設 ・EU補完的ルールを追加 ・補完的ルール【凡例】、前文
<p>(解説)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(参照条文：保護法1条、金融分野ガイドライン1条)</p>	<p>(解説)</p> <p>(1)～(4) 同左</p> <p><u>(5) 本指針においてEUとは、欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA:European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）を指す。</u></p> <p>(参照条文：保護法1条、金融分野ガイドライン1条、<u>通則ガイドライン1-1、EU補完的ルール</u>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通則ガイドライン1-1

旧	新	根拠法令等
<p>(定義) 第2条 略 1～14 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(定義) 第2条 同左 1～14 同左</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>(特則-第2条関係)</u> <u>1. 要配慮個人情報</u> EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPRにおいて特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、協会員は、当該情報について第2条第4項における要配慮個人情報と同様に取り扱うこととする。</p> <p><u>2. 保有個人データ</u> EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、第2条第9項における保有個人データとして取り扱うこととする。 なお、EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データであっても、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの」(第2条第9項イからニまで)は、「保有個人データ」から除かれる。</p> <p><u>3. 匿名加工情報</u> EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、協会員が加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに保護法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、第2条第10項に定める匿名加工情報とみなすこととする。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> • EU補完的ルール(1) • EU補完的ルール(2) • EU補完的ルール(5)
<p>(解説) 略</p> <p>(参照条文：保護法2条、施行令1条、2条、3条、4条、5条関連、施行規則2条、3条、4条、5条、通則ガイドライン2)</p>	<p>(解説) 同左</p> <p>(参照条文：保護法2条、施行令1条、2条、3条、4条、5条関連、施行規則2条、3条、4条、5条、通則ガイドライン2、<u>EU補完的ルール(1)、(2)、(5)</u>)</p>	
<p>第3条～第5条 略</p>	<p>第3条～第5条 同左</p>	
<p>(利用目的による制限) 第6条 略</p>	<p>(利用目的による制限) 第6条 同左</p>	

旧	新	根拠法令等
<p>(解説)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 「法令に基づく場合」(第3項第1号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 国税通則法第74条の2他(税務署の所得税等に関する調査に対応する場合)</p> <p>② <u>国税犯則取締法第1条(収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査)</u></p> <p>③ 刑事訴訟法第197条(<u>捜査関係照会</u>)</p> <p>④ 犯罪収益移転防止法第8条第1項(<u>疑わしい取引の届出</u>)</p> <p>⑤ 民事訴訟法第223条(<u>文書提出命令</u>)</p> <p>⑥ 刑事訴訟法第218条第1項(<u>令状による差押え・捜索・検証</u>)</p> <p>⑦ 所得税法第225条(支払調書及び支払通知書)</p> <p>⑧ 地方税法第72条の63(<u>事業税に係る総務省の職員の質問検査権</u>)</p> <p>⑨ 国税徴収法第141条(質問及び検査)</p> <p>⑩ 貸金業法第24条の6の10(報告徴収及び立入検査)</p> <p>⑪ 預金保険法附則第7条(<u>債務者の財産調査</u>)</p> <p>⑫ 民事執行法第147条(第三債務者の<u>陳述</u>)</p> <p>⑬～⑯ 略</p> <p>(4)～(5) 略</p>	<p>(解説)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 「法令に基づく場合」(第3項第1号)の具体例 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 国税通則法第74条の2他(税務署の所得税等に関する調査に対応する場合)</p> <p>② <u>国税通則法第131条(質問、検査又は領置等)</u></p> <p>③ 刑事訴訟法第197条</p> <p>④ 犯罪収益移転防止法第8条第1項(疑わしい取引の届出<u>等</u>)</p> <p>⑤ 民事訴訟法第223条(文書提出命令<u>等</u>)</p> <p>⑥ 刑事訴訟法第218条第1項</p> <p>⑦ 所得税法第225条(支払調書及び支払通知書)</p> <p>⑧ 地方税法第72条の63(<u>総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権</u>)</p> <p>⑨ 国税徴収法第141条(質問及び検査)</p> <p>⑩ 貸金業法第24条の6の10(報告徴収及び立入検査)</p> <p>⑪ 預金保険法附則第7条(<u>協定銀行に係る業務の特例</u>)</p> <p>⑫ 民事執行法第147条(第三債務者の<u>陳述の催告</u>)</p> <p>⑬～⑯ 同左</p> <p>(4)～(5) 同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税犯則取締法が国税通則法に編入されたことによる対応 ・ 該当する法律の見出しに合せた対応 ・ 該当する法律の見出しに合せた対応 ・ 該当する法律の見出しに合せた対応 ・ 該当する法律の見出しに合せた対応 ・ 該当する法律の見出しに合せた対応 ・ 該当する法律の見出しに合せた対応
<p>第7条～第10条 略</p>	<p>第7条～第10条 同左</p>	
<p>(安全管理措置)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 技術的安全管理措置 イ～ホ 略 へ 個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析 ト 略</p>	<p>(安全管理措置)</p> <p>第11条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>イ～ホ 同左 へ 個人データを取り扱う情報システムの稼働状況の記録及び分析 ト 同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所要の改正
<p>第12条、第13条 略</p>	<p>第12条、第13条 同左</p>	
<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(第三者提供の制限)</p> <p>第14条 同左</p>	

旧	新	根拠法令等
<p>2～5 略</p> <p>6 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p> <p>(1) 協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合</p> <p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第8項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p>(新設)</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	<p>2～5 同左</p> <p>6 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、第三者に該当しない。</p> <p>(1) 協会員が、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する <u>ことに伴って、当該個人データが提供される場合</u></p> <p>(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者（共同して利用する者において、第一次的に苦情を受け付け、その処理を行うとともに、開示、訂正等及び利用停止等の決定を行い、安全管理に責任を有する者をいう。第8項において「管理責任者」という。）の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p> <p><u>また、既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が保護法第15条第1項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。</u></p> <p>7 同左</p> <p>8 同左</p>	<p>・ 通則ガイドライン3-4-3</p> <p>・ 通則ガイドライン3-4-3</p>
<p>(解説)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「法令に基づく場合」の具体例（第1項第(1)号） 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 国税通則法第74条の2他（税務署の所得税等に関する調査に対応する場合）</p> <p>② <u>国税犯則取締法第1条（収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査）</u></p> <p>③ 刑事訴訟法第197条（<u>捜査関係照会</u>）</p> <p>④ 犯罪収益移転防止法第8条第1項（<u>疑わしい取引の届出</u>）</p> <p>⑤ 民事訴訟法第223条（<u>文書提出命令</u>）</p> <p>⑥ 刑事訴訟法第218条第1項（<u>令状による差押え・捜索・検証</u>）</p>	<p>(解説)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 「法令に基づく場合」の具体例（第1項第(1)号） 例えば、次のようなものが該当する。</p> <p>① 国税通則法第74条の2他（税務署の所得税等に関する調査に対応する場合）</p> <p>② <u>国税通則法第131条（質問、検査又は領置等）</u></p> <p>③ 刑事訴訟法第197条</p> <p>④ 犯罪収益移転防止法第8条第1項（疑わしい取引の届出<u>等</u>）</p> <p>⑤ 民事訴訟法第223条（<u>文書提出命令等</u>）</p> <p>⑥ 刑事訴訟法第218条第1項</p>	<p>・ 国税犯則取締法が国税通則法に編入されたことによる対応</p> <p>・ 該当する法律の見出しに合せた対応</p> <p>・ 該当する法律の見出しに合せた対応</p> <p>・ 該当する法律の見出しに合せた対応</p> <p>・ 該当する法律の見出しに合せた対応</p>

旧	新	根拠法令等
<p>⑦ 所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）</p> <p>⑧ 地方税法第72条の63（<u>事業税に係る総務省の職員の質問検査権</u>）</p> <p>⑨ 国税徴収法第141条（質問及び検査）</p> <p>⑩ 貸金業法第24条の6の10（報告徴収及び立入検査）</p> <p>⑪ 預金保険法附則第7条（<u>債務者の財産調査</u>）</p> <p>⑫ 民事執行法第147条（第三債務者の<u>陳述</u>）</p> <p>⑬～⑯ 略</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>(9) 「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」の具体例（第6項第(1)号）</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。</p> <p>なお、協会員には、保護法第22条により、委託先に対する監督責任が課される。</p> <p>事例1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合</p> <p>事例2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合</p> <p>(10) 協会員が個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受ける場合の具体例</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>① 協会員が、M&AやTOBに関与する場合において、売り手側企業から、協会員との間の業務委託契約に基づき当該売り手側企業の従業員・株主に係る個人データの提供を受ける場合</p> <p>(11)～(15) 略</p> <p>(参照条文：保護法23条、通則ガイドライン3-4-1、金融分野ガイドライン11条、4条)</p>	<p>⑦ 所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）</p> <p>⑧ 地方税法第72条の63（<u>総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権</u>）</p> <p>⑨ 国税徴収法第141条（質問及び検査）</p> <p>⑩ 貸金業法第24条の6の10（報告徴収及び立入検査）</p> <p>⑪ 預金保険法附則第7条（<u>協定銀行に係る業務の特例</u>）</p> <p>⑫ 民事執行法第147条（第三債務者の<u>陳述の催告</u>）</p> <p>⑬～⑯ 同左</p> <p>(3)～(8) 同左</p> <p>(9) 「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する<u>ことに伴って、当該個人データが提供される場合</u>」の具体例（第6項第(1)号）</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。<u>この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である協会員と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。</u></p> <p>なお、協会員には、保護法第22条により、委託先に対する監督責任が課される。</p> <p>事例1) データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合</p> <p>事例2) 百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人データを提供する場合</p> <p>(10) 協会員が個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受ける場合の具体例</p> <p>例えば、次のような場合が該当する。</p> <p>協会員が、M&AやTOBに関与する場合において、売り手側企業から、協会員との間の業務委託契約に基づき当該売り手側企業の従業員・株主に係る個人データの提供を受ける場合</p> <p>(11)～(15) 同左</p> <p>(参照条文：保護法23条、通則ガイドライン3-4-1、<u>3-4-3</u>、金融分野ガイドライン11条、4条)</p>	<p>・該当する法律の見出しに合せた対応</p> <p>・該当する法律の見出しに合せた対応</p> <p>・該当する法律の見出しに合せた対応</p> <p>・通則ガイドライン3-4-3</p> <p>・通則ガイドライン3-4-3</p> <p>・所要の改正</p>
<p>(外国にある第三者への提供の制限) 第15条 略</p>	<p>(外国にある第三者への提供の制限) 第15条 同左</p>	

旧	新	根拠法令等
<p>(新設)</p>	<p><u>(特則-第15条関係)</u> <u>外国にある第三者提供の制限についての特則</u> EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供するに当たっては、次の①から③のいずれかに該当する場合を除き、本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。</p> <p>① 当該第三者が、個人の権利利益の保護に関して、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国にある場合</p> <p>② 協会員と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、EU補完的ルールを含め保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合</p> <p>③ 保護法第23条第1項各号に該当する場合</p>	<p>・ EU補完的ルール(4)</p>
<p>(解説)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(解説)</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p><u>(3) 「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」について（第1項第(1)号）</u> 以下のいずれにも該当する国として個人情報保護委員会が定めた国がこれに該当する。</p> <p>① 保護法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認めるに足りる状況にあること</p> <p>② 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること</p> <p>③ 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること</p> <p>④ 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること</p> <p>⑤ 前四号に定めるもののほか、当該外国を本条の規定による外</p>	<p>・ 施行規則第11条</p>

【新旧対照表】「個人情報保護指針」一部改正

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
<p>(3) 略</p> <p>(参照条文：保護法24条、施行規則11条、通則ガイドライン3-4-4、外国提供ガイドライン2-1、<u>3-1</u>、<u>3-2</u>)</p>	<p><u>国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること</u></p> <p><u>平成31年1月23日現在において、「我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として施行規則で定める国」はEUが該当する。</u></p> <p>(4) 同左</p> <p>(参照条文：保護法24条、施行規則11条、<u>11条の2</u>、通則ガイドライン<u>1-1</u>、3-4-4、外国提供ガイドライン2-1、<u>3</u>、<u>4-1</u>、<u>4-2</u>、<u>EU補完的ルール(4)</u>)</p>	<p>・通則ガイドライン1-1</p>
<p>第16条 略</p>	<p>第16条 同左</p>	
<p>(第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成等)</p> <p>第17条 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(第三者提供を受ける際の確認及び記録の作成等)</p> <p>第17条 同左</p> <p><u>(特則-第17条関係)</u></p> <p><u>1. 個人データの提供を受けた場合の確認・記録義務</u></p> <p><u>(1) EU域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、保護法第26条第1項及び第3項の規定に基づき、EU域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。</u></p> <p><u>(2) EU域内から十分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提供を受ける場合、保護法第26条第1項及び第3項に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。</u></p> <p><u>2. 利用目的の特定、利用目的による制限</u></p> <p><u>第1項各号のいずれの場合においても、協会員は保護法第26条第1項及び第3項の規定に基づき確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする。</u></p>	<p>・EU補完的ルール(3)</p>
<p>(解説) 略</p> <p>(参照条文：保護法26条、施行規則15条から18条まで、通則ガイドライン3-4-6、第三者提供ガイドライン3-1-1、3-1-2)</p>	<p>(解説) 同左</p> <p>(参照条文：保護法26条、施行規則15条から18条まで、通則ガイドライン3-4-6、第三者提供ガイドライン3-1-1、3-1-2、<u>EU補完的ルール(3)</u>)</p>	

【新旧対照表】「個人情報保護指針」一部改正

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
<p>(保有個人データに関する事項の公表等) 第18条 略</p> <p>(解説) <u>(1)</u> 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」の具体例(第1項) 略</p> <p>(参照条文: 保護法27条、施行令8条、通則ガイドライン3-5-1、3-5-2、金融分野ガイドライン12条)</p>	<p>(保有個人データに関する事項の公表等) 第18条 同左</p> <p>(解説) 「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」の具体例(第1項) 同左</p> <p>(参照条文: 保護法27条、施行令8条、通則ガイドライン3-5-1、3-5-2、金融分野ガイドライン12条)</p>	<p>・ 所要の改正</p>
<p>(開示) 第19条 略</p> <p>(解説) (1)~(3) 略 (4) 「協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例(第1項第2号) (新設)</p> <p>例えば、開示すべき<u>個人データの量が多いことのみを不開示理由とすることはできない。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(参照条文: 保護法28条、施行令9条、通則ガイドライン3-5-2、金融分野ガイドライン13条)</p>	<p>(開示) 第19条 同左</p> <p>(解説) (1)~(3) 同左 (4) 「協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に該当しない例(第1項第2号) <u>「著しい支障を及ぼすおそれ」に該当する場合は、協会の業務の実施に単なる支障ではなく、より重い支障を及ぼすおそれが存在するような例外的なときに限定される。</u> 例えば、<u>単に開示すべき保有個人データの量が多いという理由のみでは、一般には、これに該当しない。</u></p> <p>(5) 同左</p> <p>(参照条文: 保護法28条、施行令9条、通則ガイドライン3-5-2、金融分野ガイドライン13条)</p>	<p>・ 通則ガイドライン3-5-2</p>
<p>第20条~第22条 略</p>	<p>第20条~第22条 同左</p>	
<p>(開示等の請求等に応じる手続) 第23条 略 2 略 3 略 4 協会は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。なお、<u>その際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない</u></p>	<p>(開示等の請求等に応じる手続) 第23条 同左 2 同左 3 同左 4 協会は、円滑に開示等の手続が行えるよう、本人に対し、開示等の請求等の対象となる当該本人が識別される保有個人データの特定に必要な事項(住所、ID、パスワード、会員番号等)の提示を求めることができる。<u>ただし、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、協会に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認める</u></p>	<p>・ 通則ガイドライン3-5-6</p>

【新旧対照表】「個人情報保護指針」一部改正

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
<p>い。</p> <p>(解説) 略</p>	<p><u>ものでもない。</u>なお、<u>特定に必要な事項の提示を求める</u>際には、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報を提供するなど、本人の利便性を考慮しなければならない。</p> <p>同左</p>	
<p>第24条～第29条 略</p>	<p>第24条～第29条 同左</p>	
<p>附則 略</p> <p>(新設)</p>	<p>附則 同左</p> <p><u>附則</u> <u>この改正は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u> <u>第1条、(解説)</u> <u>第2条(特則-第2条関係) (解説)</u> <u>第6条(解説)(3)</u> <u>第11条3項</u> <u>第14条6項、(解説)(2)、(9)、(10)</u> <u>第15条(特則-第15条関係) (解説)(3)、(4)</u> <u>第17条(特則-第17条関係) (解説)</u> <u>第18条(解説)</u> <u>第19条(解説)(4)</u> <u>第23条4項</u> <u>を改正する。</u></p>	